

青森県フェア（アメリカ）に係る商談会募集要項

青森県では、青森県産品の輸出促進を図るため、令和8年1月にカメイ株式会社のグループ企業であるアメリカの日系スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」において青森県フェアを実施することとしています。

この度、フェア開催に向けてバイヤーを招請した商談会を開催しますので、アメリカへの販路開拓を目指したいとお考えの皆様は、この機会に是非お申込みください。

また、フェアの概要、商談希望品目等の詳細については、以下のとおりです。

1 青森県フェア（アメリカ）の概要（案）

（1）目的

アメリカの日系スーパーマーケット「ミツワマーケットプレイス」において、青森県フェアを実施することで、青森県産食品等の輸出促進を図るものです。

（2）実施期間

令和8年（2026年）1月23日（金）～2月2日（月） 計11日間 ※現地時間

（3）実施店舗

ア トーランスデルアモ（Torrance Del Amo）店【カリフォルニア州】

イ テキサスプレイノ（Texas Plano）店【テキサス州】

ウ ニュージャージー（New Jersey）店【ニュージャージー州】

（4）販売方法

特設催事コーナーにて陳列販売（買取販売）

（5）その他

成約事業者は、青森県フェアの開催期間中にニュージャージー店での店頭プロモーションが可能です。

2 商談会の概要

（1）日程

令和7年6月24日（火）～25日（水） 10時～17時

※具体的商談スケジュールは、申込締切後に調整させていただきます。

※上記日程で不都合がある場合、個別のオンライン商談で対応させていただきます。

（2）場所

青森県庁北棟5階510会議室（住所：青森県青森市長島1-1-1）

（3）募集企業数

20社程度

※応募多数の場合、バイヤーと協議の上、オンライン商談で対応させて頂くことを予め御了承願います。

(4) 商談希望品目

賞味期限が 180 日以上 of 青森県産食品（常温・冷蔵・冷凍いずれも可）とします。
畜肉（エキス含む）、酒類の御提案はお控えください。

(5) 商談形式

対面による商談とし、商談時間は、1 社当たり 25 分とさせていただきます。

(6) 申込方法

別紙の参加申込書及び商品情報シートに必要事項を記入の上、E メールにて
6 月 10 日（火）までに（7）の申込先へ御提出ください。

※電話により到着確認を行ってください。

(7) 申込先・問合せ先

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 輸出促進グループ 電 話：017-734-9574 E メール：kensanhin@pref.aomori.lg.jp

(8) 商談会当日の準備物等

商品サンプル・試食等に必要な機器・資材（皿・スプーン等）

(9) 参加バイヤー（バイヤー情報は 6 に記載）

カメイ株式会社、KC セントラル貿易株式会社、ミツワマーケットプレイス

3 バイヤーから示されている商品選定基準（応募の前に必ず御確認ください。）

(1) 食品のアメリカ輸入に際しては、アメリカ食品医薬品局（FDA※1）に製造施設情報を
事前登録する必要があります。登録は輸出会社で代行する事も可能です。（無料）

FDA に製造施設情報を登録の際、事前に DUNS 番号（※2）を御確認いただく必要が
あります。

(2) 水産品輸出の際は国際基準の HACCP、ISO22000、FSSC22000 の内、いずれか一つの
認証取得が必須となります。

(3) 使用原料によってはアメリカへの輸入が制限されているものがあります。※3

見積書の提出時、裏面原材料表記が分かる資料（規格書・画像）を提示ください。

(4) 日本国内倉庫渡し条件となります。（東京都もしくは神奈川県）

(5) アメリカ規格英文原材料・成分表シールを各単品へ、又はケースマークを各ケースへ
貼付した状態で納品いただく必要があります。

シール・ケースマークは輸出会社にて作成し貴社指定場所まで送付致します。

(6) 出荷いただいた商品に記載されている賞味期限の御連絡をお願い致します。

(7) 賞味期限 180 日以上であること。

※1：アメリカ食品医薬品局（FDA）とは、日本における厚生労働省に似た役割を持つ公的機関です。

※2：企業法人を所在地ごとに事業所単位で識別するための、9 桁の固有の数字です。

※3：主要な原料として、畜肉（エキス含）・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等。

4 スケジュール(予定)

6月24日(火)～25日(水)	商談会(青森県庁北棟5階510会議室)
7月25日(金)	見積提示期限(県内事業者→カメイ㈱)
8月1日(金)	見積提示(カメイ㈱→KCセントラル貿易㈱)
9月26日(金)	採用・数量連絡
10月下旬～11月上旬	国内保税倉庫納品
11月中旬～下旬	日本出航
12月上旬～中旬	アメリカ港到着

5 留意事項

以下の場合の他規制等により生じた損害や不利益等について、青森県はその責任を負わないものとします。

アメリカ向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制はありますので、自社製品が米国向けに輸出可能か不明の場合は、ジェトロ青森(TEL:017-734-2575)に御確認ください。

(1) 米国バイオテロ法

米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等をFDA(保健福祉省食品医薬品局)に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。登録は輸出会社で代行することも可能です。

【参考】バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(2) 米国食品安全強化法

アメリカでは2011年に食品安全強化法(Food Safety Modernization Act、FSMA)が成立し、食品医薬品局(FDA)の権限が多岐にわたって強化されました。アメリカの法律ですが、アメリカ国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として2016年9月19日から適用が開始されています。そして、2017年9月には、従業員数が500名未満の企業も義務化され、各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【参考】食品安全強化法(FSMA)に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

(3) 水産物・水産加工品の輸入規制

水産加工品をアメリカに輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従った HACCP 手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例：HACCP 認証等）。

【参考】水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/marineproducts.html

(4) アメリカへの輸入禁止原材料

原材料によってはアメリカへの輸入が制限されているものがあります。

応募商品が輸出規制品目に該当する場合、又はバイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合せをお願いする場合があります。

(5) その他

ア 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予め御承知願います。

主要な輸入禁止原材料

畜肉（エキス含）・クチナシ・紅麴・紅花・ステビア等

イ 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、青森県は事業の全部又は一部について内容の変更及び中止ができるものとします。

6 バイヤー情報（各社から各1名参加予定）

企業名	カメイ株式会社
企業ホームページ	https://www.kamei.co.jp/
本社所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1-18
業種	商社（化学・石油・ガス・電気・食品・農林・水産等）
会社概要	エネルギー、建設資材、食品などの商品を提供する総合商社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、野菜・果実/加工品、調味料等

企業名	KC セントラル貿易株式会社
企業ホームページ	http://boeki.co.jp/about
本社所在地	東京都中央区入船3丁目7番2号 KDX 銀座イーストビル2階
業種	貿易商社
会社概要	食料品・飲料、酒類等の輸出入業、卸売業、販売業 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、野菜・果実/加工品、調味料等

企業名	ミツワマーケットプレイス
企業ホームページ	https://mitsuwa.com/
本社所在地	アメリカ
業種	スーパーマーケット
会社概要	日系の大型スーパーマーケットチェーンで、カリフォルニア州、イリノイ州、ニュージャージー州等に合計12店舗を展開 ※カメイグループの関連会社
取扱主要品目	日本産食品、化粧品、日用品、調理家電等